

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育

(1) 教育の内容

ア 学部教育

(ア)

- a)平成18年度は教員を対象としたカリキュラム調査結果に基づく見直し作業を行ったが、平成19年度には学生を対象とした調査を実施し、その結果を踏まえて、人間科学科目を含めたカリキュラム全体の見直しを行う。
- b-1)引き続き全授業科目について、科目名・科目の順序・コマ数の見直し作業を行い、改善を要するものについては平成19年度に文科省に申請して、平成20年度から導入する。
- b-2)大分大学との遠隔講義を本格的に導入し、一般教養科目の選択範囲を拡大する。
- b-3)看護教育に対する理解を深めるために基礎系教員を臨地実習に参加させ、基礎教育と看護教育の有機的連携をさらに推進する。
- c)看護師・保健師養成の統合カリキュラムの見直し作業を引き続き行い、平成19年度は保健師に関連したカリキュラムの内容の見直しを重点的に行う。
- d-1)前年度の学生生活実態調査結果に基づき、オフィスアワーの効果的運用について検討（オフィスアワー制度の周知、利用促進）する。
- d-2)前年度に続き、オフィスアワーページ（HP）の利用状況の調査を行う。
- e)適切な教科書選定、教員独自の教材づくりを行っていくために、教材に対する学生の意見を聴き、教材の改善に反映させる。
- f)平成19年度の各研究室の卒業研究テーマと指導体制を調査し、研究室の特色を生かした卒業研究指導が実施出来るように、随時、教員に対し改善指導を行う。
- g)実習を含めた看護教育における倫理教育の役割をシラバスへ反映させる。

(イ)

- a-1)効果的な実習教育を実施するために、カリキュラム全体の見直しに併せ、実習教育の進め方の見直し作業を行う。
- a-2)実習指導教員が最新の医療・看護技術を修得するために、学外での研修に参加することを継続する。
- a-3)臨床実習指導者に対し、実習教育における指導者の役割、指導方法について理解と協力を得るための話し合いの場を引き続き設けるとともに、実践現場での指導マニュアルを作成する。
- b)カリキュラムの全体の見直し作業に合わせて、授業・演習・実習の効果的なプログラムの組み立て作業を行う。
- c)学部教育(a～c)のカリキュラムの見直しで実施する。教育の実施体制(イ教育評価システムの確立(b))で実施する。
- d)総合的な判断力、実践力、応用力を身につけることが出来る演習の効果的進め方について、各教員に対して指導を行う。

(ウ)

- a-1)平成18年度はCALLシステムを必修科目の中にとり入れたが、英会話の授業とCALLシステムによる英語教育のそれぞれの役割を明らかにするために問題点を整理する。
- a-2)前年度の学生の英語多読状況調査の結果に基づいて、教材提示の方法を改善する。ま

た、読書機会の増進のために、易しい教材から中級レベルの英語多読教材を精選購入し、教材の拡充を図る。

- b) 看護職者として必要とされる情報収集・データ処理能力を身につけるための「学生の情報リテラシー」の目標を設定する。

イ 大学院教育

(ア)

- a-1) 大学院講義を地域の看護職に対して開放することを推進する。さらに、有料化など制度面についても検討する。
- a-2) 大学院修士課程に新しく新設する実践者養成コースを地域の看護職に周知するための広報活動を実施する。
- b) 大学パンフレットを利用して、修士課程の2つのコース（研究者教育者養成と実践者養成）の社会的認知を徹底するための広報活動を行う。
- c-1) 平成20年度入学の大学院生から NP 専攻の学生を募集するために、教育カリキュラムを完成させる。
- c-2) NP 教育を推進するための国際会議を年2回開催する。
- c-3) NP 教育のための実習施設を開拓する。
- c-4) 養成する NP の導入、並びに社会的効果に対する評価を行うためのモデル地区の検討を開始する。
- d-1) 大学院設置後5年間を経過したことから、学生に対してカリキュラムのニーズ調査を実施し、課題を抽出する。
- d-2) 「訪問看護」に係る認定看護師養成コースの平成20年度開設に向けた取り組みを行う。
- e) 母子地域保健を取り込んだ「母性看護」の CNS コースの認可取得を目指す。
- f) 大学院修士課程に実践者養成コースを設置し（平成20年度入学から志願者を募集）、現職の看護職にとって大学院進学がキャリアアップにつながることの社会的認知を促進するための広報活動を行う。
- g-1) 大学院の定員増に伴い院生室を拡張し、一人ひとりが学びやすい環境を整備する。
- g-2) 学生に対してニーズ調査を実施し、昼夜間講義の課題を抽出する。

(イ)

- 1) 看護職の資格を持たない学生の受け入れが可能な研究室及び指導教員を広報で紹介し、看護科学大学としての本学の特徴をアピールする。
- 2) 看護職の資格を持たない学生向けの魅力的なカリキュラムの改善を行う。

ウ 卒後教育

- a-1) 卒業生のメールネットワークのアドレス管理体制を確立し、積極的に情報提供（例えば、保健・医療に関する法的制度の改革、専門看護師、認定看護師の教育システムの情報等）を行う。
- a-2) 卒後教育として、第3回看護研究交流センターセミナーを開催する。
- a-3) 文献の相互利用サービスの利用状況を把握し、より活用しやすい体制を整備する。
- b) 卒業生を対象に、研修会・研究指導に関する希望調査を行い、基礎知識の研修会や個別の研究指導などを企画する。
- c-1) 卒業生のメールネットワークのアドレス管理体制を確立することで、電子メールによる連絡手段を確実にし、卒業生・修了生のページの情報提供をさらに充実させる。
- c-2) 卒業生との情報交換のためのシステムの仕様を確定し、具体的設計に入る。

(2) 教育の実施体制

ア 教育の質の改善・向上

- 1) 教員を国内の各種研修会へ参加させ、その研修効果を発揮出来る環境づくりを進める。
- 2) 平成18年度に導入したプリセプターシップの問題点に対する解決策を検討し、修正システムを構築する。
- 3) 年度末には、修正システムの効果を検証し、システムとしての定着を図るための改善策を検討する。

イ 教育評価システムの確立

- a-1) 平成19年度から2年生に正式な進級試験を開始し、学習の到達度を確認すると共に、試験問題の適切さについて分析しフィードバックする。
- a-2) 再試験対象の学生に対する支援体制を検討する。
- b-1) 看護技術修得状況の評価表の見直しを行うとともに、看護技術修得プログラムの充実に向けた改善を継続する。
- b-2) カリキュラム全体の見直しにあわせ、総合看護学（第2段階の技術チェック）のカリキュラム上の位置付けを明確にする。
- b-3) 卒業時における看護技術の到達目標を達成するために、第1段階と第3段階の技術チェックを単位化することを検討する。
- c-1) 平成18年度の試行結果を踏まえて、学生の授業評価について問題点を整理し、授業評価の項目及び実施方法について検討する。
- c-2) 授業評価結果を教員評価の教育活動の評価にも活用出来るように、学生以外の第三者による多面的な授業評価システムを構築し、実施する。

ウ 教育環境の整備・充実

- a-1) 前年度の調査結果をもとに、課外でのCALLシステム利用の問題点を改善する。
- a-2) 前年度に作製した蘇生法などの6項目以外の看護技術習得のためのDVDの作成を検討し、Web及びDVDを用いた自己学習システムの整備を継続する。
- b-1) 図書・雑誌の情報検索システムを効果的に利用するための具体的なマニュアルを整備する。特に学生には、必要なコンテンツに到達出来る検索法をHP等で紹介する。
- b-2) 幅広い教養を身に付けるための、各種新書シリーズの購入を随時検討し充実する。
- b-3) 公開講座などのビデオやDVDの貸し出しと利用の利便性を積極的に図る。
- b-4) 本学所蔵の図書の書籍紹介を引き続きHPに掲載し、学生の勉学や学生生活に役立てる。
- c-1) 遠隔授業システムの本運用を開始し、選択科目（一般教養科目）の一部に遠隔授業によるものを組み込む。
- c-2) 遠隔システムの運用の結果、授業の内容や成果を評価し、課題を明確にする。

(3) 優秀な学生の確保

ア 入学者選抜(学部)

- a-1) 受験生募集のための大学パンフレットを作成し、その中でアドミッションポリシーを明示する。
- a-2) オープンキャンパスでは魅力的な企画を増やし、高校生の参加者数を増やす。
- a-3) 大学見学、模擬授業の依頼を積極的に受け入れる。
- b-1) 県外推薦枠の第1期の入試となるので、ダイレクトメールで広報を行うと同時に、県外の高校を訪問し広報活動を行う。
- b-2) 試験科目と入学後の成績の分析を引き続き行い、一般選抜入試の方法について検討する。
- c-1) 平成20年度入試及び平成21年度入試の選抜要項を、九州、四国、中国地区の高校

に配布し広報活動を行う。

c-2) 九州、沖縄、四国、中国地区の高校を訪問し、大学の広報活動を行う。

c-3) メールマガジン及びポスターを用いた広報活動を継続する。

イ 入学者選抜(大学院)

1) 平成20年度入学者を対象とした、大学院修士課程の研究者養成コースと実践者養成コースの入試方法について検討する。

2) 面接試験の評価の反映方法について検討し、総合的な選考方法をさらに改善していく。

ウ 大学の広報

a-1) オープンキャンパス・ミニオープンキャンパス・学園祭で入試コーナーを設け、説明会を行う。

a-2) オープンキャンパス・学園祭で模擬授業を行う。

a-3) 九州、沖縄、四国、中国地区の高校を訪問し、入試説明を行う。

b) 昨年度に引き続き、九州以外に、四国、中国、沖縄を加え、進学説明会に参加する。

c-1) 大学パンフレットを利用して、本学大学院の特長をアピールする。

c-2) 看護職の資格を持たない学生が大学院受験に積極的に応募するための対策について検討し、実施する。

(4) 学生への支援

ア 学習支援

a-1) 全学スポーツ交流会を開催し、コンタクトグループ活動の活性化を促す。

a-2) コンタクトグループを活性化するために、前年度の調査結果に基づきメンバー編成を検討し変更する。

b-1) 前年度の学生生活実態調査結果に基づき、担任教員の分掌事項を明文化し、学生に関連した部分を委員会ブログに公開する。

b-2) 学生支援における担任制度の位置づけについて検討する。

b-3) 担任による学生の学業（試験・レポート・補講）に関するタスク管理について検討する。

c) 卒業研究の効果的な指導が行われているか随時調査し、マンツーマン体制で行われていない場合は改善指導を行う。

d-1) オフィスアワーについての周知活動を展開し、利用を促進する。

d-2) 担任教員と教科担当教員との連携を図りながら、学業不振学生への個別の学習相談・アドバイスを行う。

イ 生活支援

a-1) 学生生活支援委員会の Web ページの利用状況を調査する。

a-2) 個別相談は、担任を中心とした委員会メンバーが保健室と連携を取りながら、学生に対応する。

b-1) 自動車等による通学許可基準を検討する。

b-2) 実技講習を中心とした自動車安全教室を開催する。

b-3) 自動二輪・原動機付き自転車安全教室の開催を検討する。

b-4) 本学交通事故の発生状況に関する報告書を作成する。

b-5) 学生生活支援委員会がハラスメントに関する学生の相談窓口であることを学生に周知する。

b-6) セクハラ・アカハラなど学生を対象とするハラスメントについて、学生を対象にした啓発活動を推進する。

c-1) 新入生学内オリエンテーション時に、学生によるサークル紹介の時間を設けるなどし

て、サークル活動の活性化を図る。

- c-2) ボランティア・サークルに関する情報について、委員会ブログ・メールなどを活用し、周知活動を推進する。

ウ 国家試験支援

- a) 保健師・助産師・看護師の国家試験合格率 100 % を目標に、引き続き学内模試・業者模試結果（保健師・助産師・看護師）を分析し、模擬試験や弱点教科の補講を強化する。
- b) 前年度に引き続き学内模試・業者模試後に随時成績不良学生を抽出し、面接・補習指導を行うことで、保健師・助産師・看護師の国家試験合格率 100 % を実現する。

エ 就職支援

- a-1) 県内の医療施設への就職率 50% 以上を目指す。
- a-2) 卒業生の在職する施設を積極的に訪問し、活動状況等のフォローを行う。併せて雇用条件などの情報を収集し、データベース化する。
- a-3) 県外で経験を積んだ卒業生を受入れ可能な県内施設を調査し、経験者としての卒業生の U ターンを促進する。
- a-4) 県内施設を対象とした求人票冊子を作成し、就職ガイダンスに配布する。
- a-5) 就職実績のない実習病院を含めた県内医療施設の看護管理者を招聘し、4 年生を対象に県内就職説明会を実施する。
- b-1) 就職試験を支援するために、模擬面接を実施する。
- b-2) 就職支援委員が全ての研究室を分担し、学生の就職活動の個別支援を行う。
- c-1) 引き続き、医療施設以外の施設における看護職の需要（採用の有無）を文書依頼等により把握する。
- c-2) 同窓会とタイアップして、卒業生の現況（在職状況）を把握する。

2 研究

(1) 研究の方向

ア 目指すべき研究の方向

- a) 高齢者の健康増進プロジェクトを本学の地域貢献事業として進める。
- b) 高齢者の健康増進プロジェクトの成果を国際学会で報告すると同時に国際学術雑誌へ発表する。

イ 成果の社会への還元

- a) 年度末に全教員の研究業績を収集し、年報に掲載してホームページ上でも公表する。
- b) 看護国際フォーラム、看科大・ソウル大学研究交流会、看護研究交流センターセミナー及びアニュアルミーティング(学内研究成果報告会) に地域の看護職者の参加を呼びかける。
- c-1) 学園祭、オープンキャンパス、地域ふれあい祭において、大学紹介、研究室紹介、研究プロジェクト紹介のポスター展示を行ない、研究成果をわかりやすく広報する。
- c-2) 研究成果をこれまでのように発信するとともに、共同研究や共同事業を促進するための広報活動を行う。
- d-1) 「看護科学研究」の講読者、投稿者を増やすための広報活動をする。
- d-2) PubMed 掲載のための申請を行う。
- d-3) 投稿論文の倫理規定について整備する。

(2) 研究の実施体制

ア 実施体制

- a) 大学プロジェクトに係る予算については、理事長裁量経費を活用する。
- b-1) 競争的研究費の配分方法について、教員評価結果などを反映した審査基準を作成し、

審査体制を構築する。

- b-2) 研究費獲得者に課す内容を明確にし、その結果を次の研究費申請にフィードバックする体制を検討する。
- c) 産官学共同研究のシーズを提案するためのパンフレットを作成し、広報活動を行う。
- d) 全教員が文部科学省科学研究費補助金を申請する。

イ 研究の質の向上

- a) 平成18年度作成し実施した教員評価システムの見直しを行う。
- b) 地域の看護職が参加しやすい研究成果討論会の開催の在り方を検討する。
- c-1) ソウル大学から教員を招聘し、本学の教員とともに研究発表を行い、討議を行う。
- c-2) 長期・短期学生派遣事業としてソウル大学との学生交流の企画及び運営を実施する。
- c-3) ソウル大学から長期(院生)と、短期派遣学生及び教授を招待し、日本の医療、福祉制度、看護について理解を深める。学生及び本学の教員がサポートグループとして交流に参加する。
- d-1) ソウル大学の100周年記念国際学会に姉妹校として学長(招聘)の他教員5名以上を派遣し、研究交流を行う。
- d-2) 第9回看護国際フォーラムを別府ビーコンプラザ国際会議場で開催する。
- d-3) NPの看護教育、看護教育制度等に関する国際会議を年2回開催する。

3 社会貢献

(1) 地域社会への貢献

- a) 認定看護師(訪問看護)の教育を平成20年度に開講するための準備を進める。
- b-1) 看護研究支援として、本学教員の派遣の要請のあった施設に対して講師として派遣する。
- b-2) 研究指導を行っている教員同士の相互連携を図り、指導の質を高めるために、看護研究の支援方法(指導者育成等)の在り方を評価し、支援方法を見直す。
- c) 現職の保健・医療・福祉の関係者を対象とした「統計・情報処理相談窓口」を継続し、取り組みの方法と成果を評価する。
- d-1) 有料公開講座を4回以上開催する。テーマの選定に当たっては前年度富士見が丘地区住民に実施した希望調査の結果を参考とする。
- d-2) 大学祭において、無料の公開講座を開催する。テーマ・回数・時間・場所等は、大学祭の態様やオープンキャンパスとの関係を考慮して検討する。
- d-3) 各教員が、提供可能な公開講座のテーマに関する学内調査を行う。
- d-4) 看護研究交流センターの周辺地区の住民に対して、どのような公開講座を希望しているかニーズ調査を行う。
- e-1) 若葉祭、オープンキャンパス、地域ふれあい祭では、参加型、体験型のイベントを増やし、地域住民との交流の機会を増やす。
- e-2) メディアを通して県内にその模様を発信する。
- e-3) 平成19年度は大分市市街地で地域ふれあい祭を開催し、大学から離れた住民とも交流を深める機会を設ける。
- e-4) 大分七夕まつりへの職員及び学生の参加を増やす。大学の幟やハッピー等を活用して、本学の存在をアピールする。
- f-1) 看護国際フォーラム、看科大・ソウル大学研究交流会を開催する。
- f-2) 大学院の講義の公開について検討する。
- g-1) 大分県看護協会主催の研修会に講師を派遣する。
- g-2) 教員が看護協会の委員として教育等の活動に参加する。

g-3) 認定看護師（訪問看護）のコース開設のためのカリキュラムの作成及び認可のための申請を行う。

(2) 国際社会への貢献

- a) NP プロジェクトを実現するために国際的なネットワークの連携を強化する。
- b-1) ウズベキスタン看護教育改善プロジェクトに参加：看護の各領域（基礎・母性・小児・地域看護）の専門家として「改善カリキュラム」の作成、モデル校への「改善カリキュラム」の導入のための教員の研修を行う。
- b-2) ウズベキスタンからの長期・短期研修員の受入を行う。
- c) 大分県医師会及び大分県看護協会と連携を深め、NP 教育と大分県での NP の実現に向けた活動を行う。
- d) ウズベキスタンから長期・短期研修員を受け入れる。
- e) 看護国際フォーラムの開催及び NP の大学院教育の開始など、看護学の教育拠点としての役割を果たす。
- f-1) 大学コンソーシアムおおいたと連携し、事業に参加する学生のサポート及び留学生の健康管理情報の提供する。
- f-2) 大学コンソーシアムおおいたの運営委員会及び幹事会に学生生活支援委員会メンバーを派遣する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制

(1) 運営体制の強化

- a) 平成 18 年度に構築した組織体制により、弾力的かつ機動的な運営を行うとともに、必要に応じて見直しを行う。
- b) 中期計画及び年度計画により、取り組み方針を明確にするとともに、引き続き、大学の原動である各種委員会を主体とした中期計画及び年度計画の実行を進め、全学的運営を行う。
- c) 理事会、経営審議会、教育研究審議会及び教授会については、定款や学則に定められたそれぞれの役割を十分に発揮するとともに、相互の連携を図る。
- d,e) 大学の原動である各種委員会で、引き続き教員と事務職員が一体となって運営するとともに、必要に応じて体制を見直す。

(2) 学内資源の効果的配分

- a) (平成 18 年度実施済み。)
- b) 平成 18 年度に引き続き、重点領域に集中的な配分を可能とする「理事長裁量枠」を設定する。

(3) 学外有識者の登用

- a) 学外の有識者や専門家を経営、教育研究、社会貢献分野から理事、経営審議会委員及び教育研究審議会委員に引き続き登用する。
- b) 学外理事等は、大学運営に対して助言を行うとともに、大学の情報を社会に発信する。

2 人事の適正化

(1) 人事制度

- a) (平成 18 年度実施済み。)
- b) 職員兼業規程の柔軟な運用により、社会貢献の一環として、より一層教員の積極的な学外活動を支援するとともに、必要に応じて見直す。
- c) 本学の海外研修や公立大学協会の事務職員研修などの有効活用による学外研修制度や任

期制等について、制度導入について検討する。

(2) 評価制度

- a) 教員業績評価制度について、客観的な評価基準や評価の運用が公平であるかなど随時検証し、改善を図る。
- b) 教員評価結果は、学内の競争的研究費の配分、昇任に反映する。また、評価結果の給与への反映方法について検討する。
- c) (平成18年度実施済み。)
- d) 事務職員に対する評価制度について、平成18年度調査結果により、検討を行う。

(3) 人材の確保

- a) 平成18年度策定した「人事基本計画」により、職員定数及び人件費を適正に管理する。
- b) 教職員の採用選考は、その都度選考委員会を設置するとともに、引き続き、公募を原則とし、性別、国籍等にとらわれず、人格や教育力などの能力本位に行う。
- c) 大学経験者のみならず、研究機関の研究者、企業等の実務経験者等教育者として適格な社会人の採用を任期を踏まえて検討する。
- d-1) 平成20年度大学固有事務職員(1名)を採用することとし、採用に向け必要な措置を講じる。
- d-2) 業務研修の充実や他大学等との人事交流について検討する。
- d,e) 県派遣職員と大学固有事務職員の業務分担を検討し、県派遣職員の縮減計画を策定する。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 事務等の効率化及び経費の抑制

- a) 平成18年度に導入した事務局組織のフラット化等により、引き続き効率的な大学運営を図るとともに、必要に応じて見直しを行う。
- b) 効率的な事務処理を行うため、引き続き、事務処理方法や決裁手続の見直しを推進する。
- c) 引き続き、申請・届出・許可等に係る手続きの見直しを推進し、ITを利用した情報の共有化及び事務処理の効率化を推進する。
- d-1) グループリーダー会議を通じて、引き続き事務処理の流れを点検し、随時見直しを行う。
- d-2) 引き続き、学長、学部長、研究科長、事務局長及び統括部長での会議を毎週実施することで、学内の効率的な運営を行う。
- e-1) 平成18年度の削減実績を踏まえ、新たな光熱水費等の削減対策を定めて、全学的に取り組むよう周知徹底する。
- e-2) 平成19年度は前年度比2%減を目安に経費節減を行う。
- f-1) 消耗品及び印刷等の一括発注などを引き続き実施し、経費の抑制を図るとともに、必要に応じて見直しを行う。
- f-2) 複数年契約により経費削減が可能なものについて、複数年契約を行う。
- g-1) 事務局の業務について分析を行い、正規職員以外で執行可能な業務を洗い出す。
- g-2) 教職員に必要とされるIT利用の実務能力の目標を設定し、評価・教育の具体策の検討を開始する。
- h-1) 大学固有事務職員採用試験を大分県立芸術文化短期大学と共同実施する。
- h-2) 大学固有事務職員の研修について大分県立芸術文化短期大学と検討を行う。

2 外部研究資金及びその他自己収入の獲得

(1) 外部研究資金の獲得

- a) 外部研究資金の積極的な取組の一環として、科学研究費補助金については、引き続き、全教員が申請を行うとともに、採択率アップのための説明会を開催する。
- b) 各研究員の研究領域及び研究内容リストにより、企業や自治体などへの情報提供や協力依頼等を行う。
- c) 外部研究資金獲得支援のための外部研究資金獲得相談窓口を引き続き設置するとともに、教員に外部資金情報を提供する。

(2) 自己収入の確保

- a) 授業料、入学考査料、入学料について、国立大学法人の額を考慮し、改訂を検討する。
- b) 授業料については、平成18年度に導入した口座引き落としを引き続き実施し、滞納者には随時・定期的に催告を行う。

3 資産の適正管理及び有効活用

(1) 資産の適正管理

- a) 平成18年度に策定した管理ルールにより、授業料等学生納付金、運営費交付金及び研究資金等の金融資産を適正に管理する。
- b) 固定資産システムの活用により、固定資産の適正な管理及び有効活用を努める。
- c) 知的財産の本学における管理ルールの策定について、検討を行う。

(2) 資産の有効活用

- a) 不動産等貸付事務取扱規程により、積極的な固定資産の有効活用並びに社会貢献を図るため、地域住民等へ本学の施設等を貸し出す。
- b) 研究成果、著作物等の Web 化について、検討する。

IV 教育、研究、社会貢献及び組織運営の状況に関する自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 自己点検及び自己評価の充実

(1) 自己点検及び自己評価の実施

- a,b) 教育研究活動及び大学運営の状況についての目標・計画の達成状況や成果は、自己評価委員会などの各委員会や事務局において点検・評価を実施する。

(2) 評価結果の活用

- a) 自己点検・自己評価及び第三者評価の結果は、年報や報告書などにまとめ、ホームページで公表する。
- a,b) 改善を要する事項は、各委員会等で計画を策定し、着実に改善を行う。

2 情報公開の推進

- a) 情報公開規程及び個人情報保護規程等により、情報公開に適切に対応するとともに、教職員への周知徹底のため、引き続き研修を実施する。
- b-1) 財務、事業、教育・研究、地域貢献などの法人運営状況について、年報を作成し、ホームページに掲載する。
- b-2) 入学式、卒業式、若葉祭、地域ふれあい祭など、大学のイベントは迅速にホームページに掲載するとともに、必要な情報を見つけやすいホームページを作成する。
- b-3) 英文パンフレットを全面改訂する。
- b-4) 英文 Web を改訂する。
- b-5) 大学オリジナルグッズを作成し、各種イベントで活用する。
- c-1) 論文、報告書、著書などの成果物は図書館で公開するとともに、成果物のタイトル等は、ホームページで公開する。
- c-2) 学生の国際交流プログラム、卒業研究、国家試験結果及び就職先並びに優れた研究成

果をホームページで公開する。

- c-3) 実習や卒業研究等の教育に関する論文、研究交流会、看護国際フォーラムなどの内容については、学術誌等に投稿し、公表する。
- c-4) 公開講座、講演、授業等の一部をホームページ上で動画配信できるよう準備を進める。
- d) ホームページの「法人情報枠」で、中期目標、中期計画、年度計画及び財務運営状況等の公開を引き続き行う。
- e-1) 若葉祭等の大学イベントや社会貢献活動について、報告書等の配布や各種メディアへの情報提供など、積極的にアピールしていく。また、各種メディアには、単なるニュースとしてだけでなく、特集として取り上げてもらうよう努める。
- e-2) 効果的で効率的な広報活動のため、学内における広報情報の流れや広報メディアの選択について整理する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設・設備の整備・活用

- a) 他大学の長期整備計画の策定状況を調査する。

2 大学の安全管理

- a) 衛生委員会活動を推進し、職務環境の充実に努める。
- b) 危機管理対応マニュアルの徹底のための訓練を実施する。
- c) 学内健康推進会議を開催し、学生相談室（保健室）と衛生委員会が連携して、全学的な健康増進に関する各種取組を企画・実施する。
- d) 学生及び教職員の喫煙率ゼロに向け、禁煙教育を推進するとともに、保健室を中心に禁煙相談や禁煙キャンペーン（禁煙標語の募集等）を企画・実施し、引き続き、大学敷地内の全面禁煙に向けた取組を実施する。
- e) 引き続き、委託警備業者による日常的な点検を実施するとともに、定期的に点検を行い、大学の施設、設備の危険箇所の早期発見及び安全性の維持に努める。
- f) 施設、設備及び危険物等の管理及び使用に関するマニュアルにより、事故防止に努める。
- g-1) 学生への情報セキュリティに関する教育を充実するために、さらに資料や外部情報へのリンク等を Web 上に整備する。
- g-2) 情報セキュリティポリシーを確定し、情報セキュリティに関するガイドラインを策定する。
- g-3) 情報セキュリティに関する知識・意識等の評価方法の検討を行う。
- h-1) 防犯・交通安全講話及び安全運転講習会等を開催するとともに、掲示・メール等で学生に情報提供や呼びかけを行う。
- h-2) 全学防災訓練及び災害時の安否確認メールの訓練を実施する。

3 モラルと人権啓発の推進

- a) 平成18年度に設置した人権相談窓口での相談、啓発等の取組を推進するとともに、必要な見直しを行う。
- b) 学生及び教職員を対象に、各種ハラスメント行為等に対する教育・予防対策として研修会等を開催する。
- c) 学生のモラルと人権啓発に関する教育の具体的な内容や方法を検討する。

VI 予算、収支計画及び資金計画

別紙のとおり

VII 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

1億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入時期と資金需要との期間差及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることを想定する。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X 大分県が設立する地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則(平成18年大分県規則第12号)で定める事項

1 施設及び設備に関する計画

(単位：千円)

施設・設備の内容	予定額	財源
吸収冷温水機オーバーホール	4,346	施設整備費補助金
空調用中央監視装置更新	1,649	〃
実習・研究棟がスエッジ・ヒートポンプエアコン整備	2,855	〃
計	8,850	

2 人事に関する計画

a) 任期制等について、導入についての検討を行う。

b) 平成18年度策定した「人事基本計画」により、職員定数及び人件費を適正に管理する。

c,d) 県派遣職員と大学固有事務職員の業務分担を検討し、県派遣職員の縮減計画を策定する。

3 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画

なし

4 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし

収容定員

平成19年度	看護学部	340人
	看護学研究科	18人

(別紙)

VI 予算、収支計画及び資金計画

1 予算(人件費の見積りを含む。)

平成 19 年度予算

(単位：千円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	616,791
施設整備費補助金	8,850
自己収入	239,796
授業料及び入学金検定料収入	228,643
雑収入	11,153
受託研究等収入	3,808
計	869,245
支出	
業務費	775,173
教育研究経費	188,335
人件費	586,838
一般管理費	81,414
施設整備費	8,850
受託研究等経費	3,808
計	869,245

(注)教育研究経費には、教育研究の重点領域に対し、理事長が裁量により配分できる経費5,000千円が含まれている。

2 収支計画

平成 19 年度収支計画

(単位：千円)

区 分	金 額
費用の部	878,745
経常費用	878,745
業務費	777,981
教育研究経費	187,335
受託研究等経費	3,808
人件費	586,838
一般管理費	90,264
雑損	—
減価償却費	10,500
臨時損失	—
収益の部	878,745
経常収益	878,745
運営費交付金収益	615,791
授業料等収益	228,643
受託研究等収益	3,808
施設費収益	8,850
雑益	11,153
資産見返運営費交付金等戻入	333
資産見返物品受贈額戻入	10,167
臨時収益	—
純利益	—
総利益	—

(注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

(注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

(注) 施設費収益は、施設の修繕工事のため計上する。

3 資金計画

平成 19 年度資金計画

(単位：千円)

区 分	金 額
資金支出	869,245
業務活動による支出	848,245
投資活動による支出	—
財務活動による支出	—
翌年度への繰越金	21,000
資金収入	869,245
業務活動による収入	869,245
運営費交付金による収入	616,791
補助金による収入	8,850
授業料及び入学検定料等による収入	228,643
受託研究等による収入	3,808
その他の収入	11,153
投資活動による収入	—
財務活動による収入	—